

宮崎市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革の推進に資するため、宮崎市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(内容)

第2条 市長は、委員会の委員から次に掲げる事項について、その自由な意見を聴くものとする。

- (1) 行政改革の推進に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 行政改革大綱の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、各界各層の知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員が互選した者を座長として運営する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指定した委員が代行する。

3 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(書面による意見の聴き取り)

第6条 前条の規定に関わらず、市長は郵送、又は電子メール等により書面を委員へ送付し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部市役所改革推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。